

岩手県告示第31号

東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第37条第1項の規定に基づき、岩手県産業再生復興推進計画に定められた復興推進事業を実施する個人事業者又は法人（以下「指定事業者」という。）を次のとおり指定した。

令和6年1月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定事業者の氏名又は名称	住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地	復興推進事業の業種	指定年月日
平庄株式会社	釜石市新浜町二丁目2番16号	食品関連産業	令和5年5月29日
株式会社コアクラフト	宮古市津軽石第16地割9番地1	電子機械製造関連産業	令和5年9月13日
宮古漁業協同組合	宮古市光岸地4番40号	食品関連産業及び水産関連産業	令和5年11月21日